

山梨県公報

号外第六号

令和三年

三月十二日

金 曜 日

目 次

- 山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例……………一
- 山梨県計量法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県警察組織条例の一部を改正する条例……………二

条例のあらまし

- **山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例** (条例第一号) (オリンピック・パラリンピック推進課)
 - 1 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地における選手等の受入れに際しての新型コロナウイルス感染症に対する対策を実施するため、山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置することとした。
 - 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。
 - 4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。
 - 5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することとした。
 - 6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。
 - 7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。
 - 8 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 9 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。この場合に

において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付することとした。

10 6にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の全部又は一部を、その求めに応じて国に返還するために必要な経費の財源に充てるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。

○ **山梨県計量法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第二号) (産業政策課)

- 1 最近の特定計量器の生産状況等に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 特定計量器検定手数料に検出部が電気式のアネロイド型血圧計の規定を加える。
 - (二) 特定計量器検定手数料からタクシメーター及びベックマン温度計の規定を削除する。
 - (三) 計量証明検査手数料からベックマン温度計及びボンベ型熱量計の規定を削除する。
 - (四) その他規定の整備を行う。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

- **山梨県警察組織条例の一部を改正する条例** (条例第三号) (警察本部警務課)
 - 1 警察法施行令に基づき、警察署の名称を「山梨県韭崎警察署」から「山梨県甲斐警察署」に改めることとした。
 - 2 1の改正に伴い、山梨県警察署協議会条例について規定の整備を行うこととした。
 - 3 この条例は、令和三年五月六日から施行することとした。

条 例

山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。
令和三年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第一号

山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第一条 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地における選手等の受入れに際しての新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報

告されたものに限る。)である感染症をいう。)に対する対策を実施するため、山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び比率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(処分の特例)

3 第六条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の全部又は一部を、その求めに応じて国に返還するために必要な経費の財源に充てるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

山梨県計量法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二号

山梨県計量法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県計量法関係手数料等に関する条例(平成十二年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表一の項1中イを削り、ロをイとし、同項1ハ(1)中「ベックマン温度計及び」を削り、同項1中ハをロとし、ニからハまでをハからホまでとし、同項1ト(2)中「(検出部が電気式のものを除く。)」を削り、同項1中トをヘとし、チからヌまでをトからリまでとし、同項2ロ(1)中「ベックマン温度計及び」を削り、同項2中チをトとし、リをチとし、同表十の項中2及び3を削り、4を2とし、5を3とし、6を4とし、同表十三の項中「特定計量器検定検査規則第二百五条第二項」を「基準器検査規則(平成五年通商産業省令第七十一号)第九十三条第二項」に改め、同項イ中「(平成五年通商産業省令第七十一号)」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三号

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表四の項名称の欄中「山梨県韮崎警察署」を「山梨県甲斐警察署」に改め、同項位置の欄中「韮崎市」を「甲斐市」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年五月六日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山梨県警察組織条例別表四の項に規定する山梨県韮崎警察署の長によってなされた処分その他の行為又は同項に規定する山梨県甲斐警察署の長に対してなされた申請その他の行為は、この条例による改正後の山梨県警察組織条例別表四の項に規定する山梨県甲斐警察署の長によってなされ

た処分その他の行為又は同項に規定する山梨県甲斐警察署の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(山梨県警察署協議会条例の一部改正)

3 山梨県警察署協議会条例(平成十三年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「山梨県韭崎警察署協議会」を「山梨県甲斐警察署協議会」に改める。

(山梨県警察署協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に従前の山梨県韭崎警察署協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の山梨県警察署協議会条例第二条第四号に規定する山梨県甲斐警察署協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第三条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の山梨県韭崎警察署協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番